



7月12日付
申19号

D-TACの本運用に関する申し入れ提出

2022年6月1日より、乗務員が使用する「運転時刻表」のD-TAC本運用が始まりました。乗務員が使用する運転時刻表は業務指示書としての性格を持つことから、列車の安全安定輸送の確保に重要な役割を果たしています。

D-TAC本運用により、タブレット端末の不具合や通信障害、運転時刻表への速度超過対策の変更など、紙に印刷された運転時刻表では想定されなかった新たな事態に対応する必要があります。地本は申19号を申し入れました。



■ 申19号申し入れ項目 ■

1. 新潟支社において把握しているD-TACの問題点と課題を明らかにすること。
2. 乗務中におけるタブレット端末の不具合発生に対する考え方を明らかにすること。
3. 乗務中におけるD-TAC通信障害発生に対する考え方を明らかにすること。
4. 異常時等で雨や雪等によるタブレット端末破損及び汚損等のリスクに対する考え方を明らかにすること。
5. 電源コンセント等の設備がない車両の乗務中において、異常時等に起こり得るタブレット端末の電池切れに対する考え方を明らかにすること。
6. 2022年4月28日付新潟支社運輸部企画課運用Gからの「乗務中にD-TAC不具合が発生した場合の取扱い」において走行中にD-TAC不具合が発生した場合の取扱いが運転士と車掌に取扱いの相違があることに対する考え方を明らかにすること。
7. D-TACの不具合に起因して列車遅延や運休等が発生することに対して、安定輸送とお客さまサービスの視点から考え方を明らかにすること。
8. これまで速度防止超過対策として実施してきた赤ペン記入の評価、及びD-TACのマーカー機能に対する認識と課題を明らかにすること。